

## 1 ガイドラインの概要

### 【本章の概要】

本章では、ガイドラインの全体構成と適用範囲を提示し、ガイドラインが担う役割を明確化するとともに、ガイドラインの使い方について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

#### 1.1 ガイドライン策定の趣旨

本節では、自転車利用ネットワークづくりガイドラインを策定した背景と、ガイドラインの趣旨について記載する。

#### 1.2 ガイドラインの位置付けと策定目的

本節では、上位計画である「奈良県自転車利用促進計画」における本ガイドラインの位置付けについて整理するとともに、ガイドラインの策定目的について記載する。

#### 1.3 ガイドラインの構成

本節では、本ガイドラインの全体構成を提示し、各章の概要について記載する。

#### 1.4 ガイドラインの適用範囲と使い方

本節では、本ガイドラインの適用範囲とガイドラインの使い方について記載する。

#### 1.5 用語の定義

本節では、本ガイドラインで使われる関連用語の定義を記載する。

#### 1.6 参考図書・基準等

本節では、本ガイドラインを参照するにあたり、参考となる図書・基準等を記載する。

## 1.1 ガイドライン策定の趣旨

奈良県では、広域的な周遊観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、有識者や自転車利用者等の意見も踏まえて、平成22年12月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定した。

計画を推進するにあたっては、安全・快適な自転車利用ネットワークの構築が求められていることから、現地サインやマップ等による自転車ルート等のわかりやすい案内や、自転車利用者やドライバーに対する注意喚起、交差点部等での安全対策等を実施し、自転車利用ネットワークの充実を図る。

また、自転車利用ネットワークづくりには、県や国、市町村、地域団体等様々な主体が参画するため、ネットワークづくりに関して、県内で統一した考え方や基準を取りまとめた「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」を策定した。

本ガイドラインでは、自転車利用ネットワーク整備の基本方針を示した上で、自転車走行空間の整備やサインの設置に関する基本的な考え方や基準を説明するとともに、ネットワークの維持管理や、拠点施設整備等の基本的な考え方について取りまとめている。

また、参考資料集として、自転車走行空間に関する関連法令（道路法（道路構造令）、道路交通法）や看板サインの構造図についても取りまとめている。

## 1.2 ガイドラインの位置づけと策定目的

### 1.2.1 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、自転車利用促進計画に位置づけられている「自転車利用ネットワークの充実」の実現にあたり、具体的な整備に関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体の自転車利用ネットワークづくりの方針を示すものである。

自転車利用促進計画における、自転車利用ネットワークづくりに関する記載項目を以下に示す。

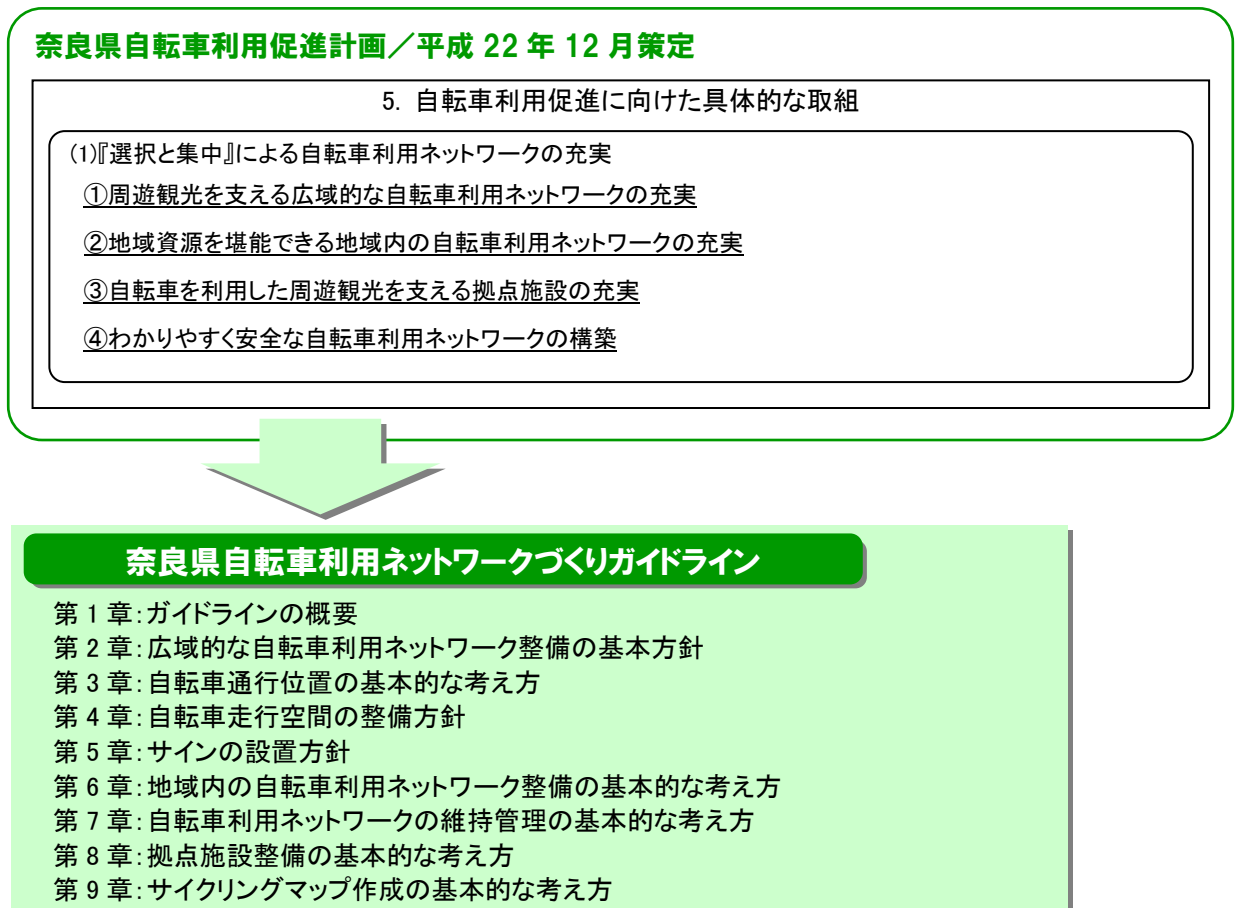


図 1.1 本ガイドラインの位置づけ

## 1.2.2 ガイドラインの策定目的

前述した位置づけを踏まえ、本ガイドラインの策定目的を以下に示す。

多様な主体が関わる「自転車利用ネットワークづくり」に関して、県内で統一した考え方や基準を定め、安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築すること。

## 1.3 ガイドラインの適用範囲と使い方

### 1.3.1 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの適用範囲として、広域的な自転車利用ネットワークである幹線・補助幹線ルート※、高原ルート※については、国道・県道・市町村道の全てにおいて適用を基本とするが、地域内の自転車利用ネットワークについては、各地域の実情や独自の取組を勘案した上で適用する。

※ ルート種類の定義はP2-3を参照。

### 1.3.2 ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、自転車利用ネットワークを計画・整備・管理するにあたり、技術的な基準や留意事項を確認するものである。

### 1.3.3 ガイドラインの改定の考え方

本ガイドラインは、関係法令（道路交通法、道路構造令等）の改定の動向や、自転車利用者のニーズや社会情勢等の動向を踏まえ、ガイドラインの項目・内容について適宜改定していくものである。

なお、自転車走行空間の整備等については、国内外の先行整備事例や大学等での研究により、新たな知見が蓄積されている段階であるため、これらの知見を適宜取り入れつつ、本ガイドラインの充実を図ることとする。

## 1.4 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、第1章第2節に示した策定目的を踏まえ、下表の全9章で構成する。

表 1.1 本ガイドラインの構成

章	見出し	記載概要
1	ガイドラインの概要	☞ ガイドラインの全体構成と適用範囲を提示し、ガイドラインが担う役割を明確化するとともに、ガイドラインの使い方について記載する。
2	広域的な自転車利用ネットワーク整備の基本方針	☞ 広域的な自転車利用ネットワークとして目指すべき安全性・快適性の条件と、短期・中長期における整備方針及び道路を新設・改築する場合の整備方針を記載する。
3	自転車通行位置の基本的な考え方	☞ 自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する際の前提となる、自転車の通行位置の基本的な考え方を記載する。
4	自転車走行空間の整備方針	☞ 「自転車走行空間の整備」について、短期及び中長期的視点のそれぞれについて、自転車走行空間の安全性を向上させるための整備方針を記載する。
5	サインの設置方針	☞ 「サインの設置」について、対象とするサインの種類と役割を明確化し、「案内誘導」・「注意喚起」の2種類のサインの仕様、設置方法等について記載する。
6	地域内の自転車利用ネットワーク整備の基本的な考え方	☞ 地域内の自転車利用ネットワーク整備について、ルート設定やネットワーク整備の基本的な考え方を記載する。
7	自転車利用ネットワークの維持管理の基本的な考え方	☞ 自転車利用ネットワークの維持管理の基本的な考え方と維持管理方法について記載する。
8	拠点施設整備の基本的な考え方	☞ 自転車利用者の利便性向上に資する拠点施設整備に関する基本的な考え方について記載する。
9	サイクリングマップ作成の基本的な考え方	☞ 自転車利用者の利便性向上に資するサイクリングマップ作成の基本的な考え方について記載する。
(参考1)	関連法令の整理	☞ 自転車利用ネットワーク整備の前提条件として、関連法令の自転車に関する規定を記載する。 (道路法(道路構造令)、道路交通法)
(参考2)	看板サインの構造図	☞ 看板サインの設置イメージと標準的な構造図を記載する。

本ガイドラインの構成イメージを以下に示す。

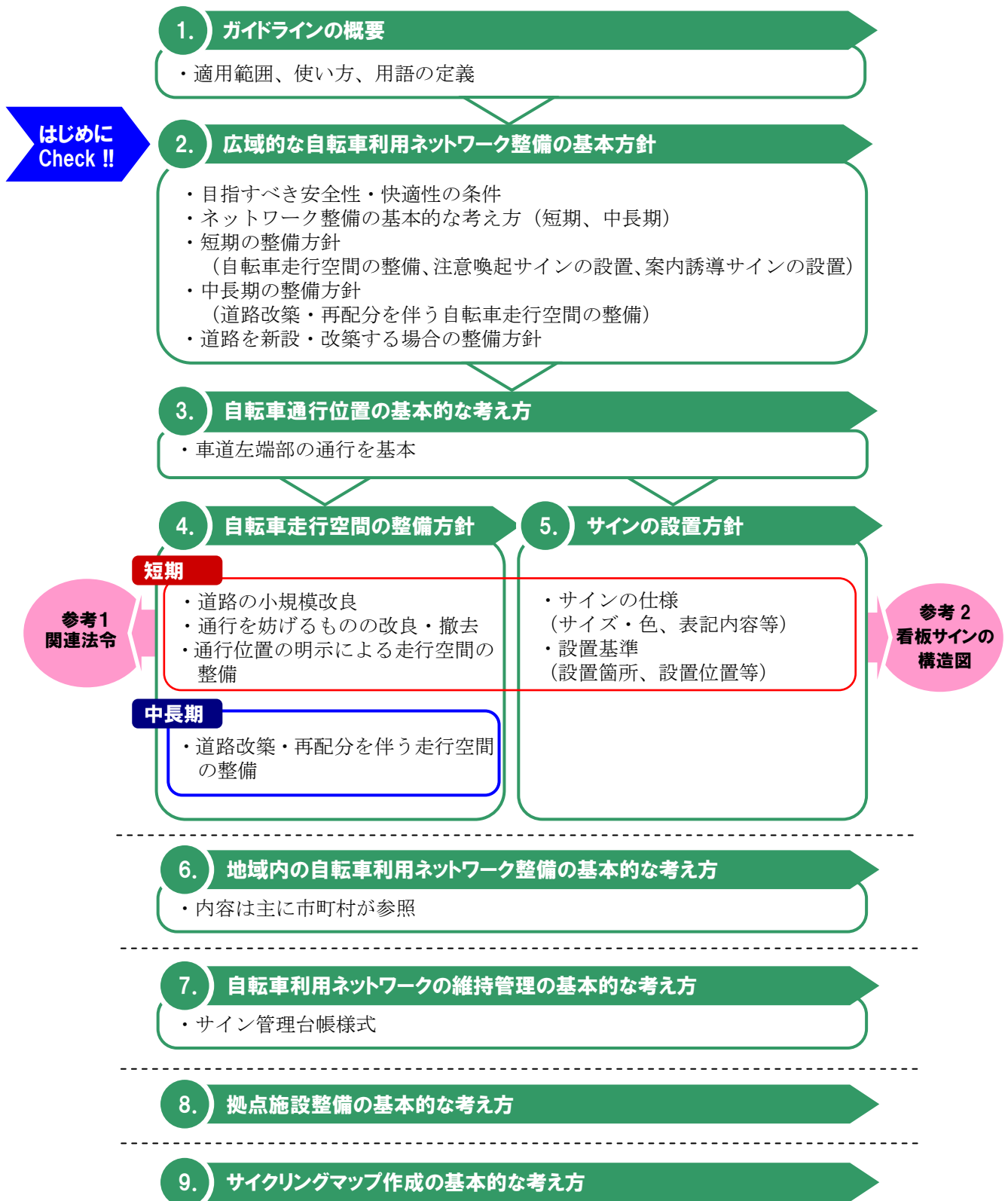


図 1.2 ガイドラインの構成イメージ

## 1.5 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義を下表に示す。

表 1.2 用語の定義(1/2)

用語	定義
自転車利用ネットワーク	自転車の利用しやすさを高めるため、既存道路を活用し、まちなか巡りから広域周遊に対応した「奈良県自転車利用促進計画」において位置づけられた広域的な自転車利用ネットワーク（幹線・補助幹線ルート、高原ルートより構成）と地域内の自転車利用ネットワークの総称をいう。
自転車走行空間の整備	現況の道路区域内で実施可能な、自転車利用者の安全性・快適性を向上させるための道路の小規模改良、通行を妨げるものの改良・撤去や通行位置明示による自転車走行空間の整備をいう。 また、「自転車道の設置」等の道路改築や道路空間の再配分を伴う自転車走行空間の整備も含める。
サインの設置	道路標識令に規定されていない「法定外サイン」として、自転車利用者に自転車ルートの進行方向を案内する「案内誘導サイン」やルート上の危険箇所等について自転車利用者やドライバーに対して注意を促す「注意喚起サイン」の設置をいう。
自転車道	道路構造令第2条第2号に規定する道路の部分で、かつ道路交通法第2条第3号の3に規定する道路をいう。
自転車専用通行帯（自転車レーン）	道路交通法第20条第2項の規定により自転車の通行区分が道路標示で指定された専用通行帯（道路標示「普通自転車の歩道通行部分」で指定されたものは除く。）をいう。
自転車歩行者道（自歩道）	道路構造令の第2条第3号に規定する道路の部分で、かつ道路交通法第63条の4第1項に規定する「普通自転車の歩道通行可」の規制を受けているものをいう。 また、幅員3m未満であっても普通自転車の歩道通行可の規制を実施しているものは自転車歩行者道と定義する。
自転車通行位置の明示	自転車歩行者道において、自転車交通と歩行者通行の分離を図るために、道路標示（規制標示「普通自転車の歩道通行部分」（114の3））や舗装の色・材質の違い等により自転車の通行位置を明示したものをいう。
自転車歩行者専用道路	道路法第48条の13第2項に規定する専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路または道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。）であり、かつ、当該道路を自転車歩行者専用道路とするため、道路標識（「自転車及び歩行者専用」（標識325の3））を設置したものをいう。

表 1.3 用語の定義(2/2)

用語	定義
歩道	道路構造令第2条第1号に規定する道路の部分で、かつ、道路交通法第63条の4第1項に規定する「普通自転車の歩道通行可」の規制を受けていないものをいう。
路肩	道路構造令第2条第12号に規定する道路の部分で、路上施設を設置する保護路肩を含めた部分をいう。
自転車ルート	自転車利用ネットワークに該当する道路をいう。
拠点施設	鉄道や自家用車から自転車への乗り換えや、情報発信、トイレ、休憩スポット等としての機能を有する施設をいう。



## 1.6 参考図書・基準等

本ガイドラインを参照するにあたり、参考となる図書や基準等を下表に示す。

表 1.4 参考図書・基準等

参考図書・基準等	発行
自転車利用環境整備ガイドブック	平成19年10月 国土交通省 道路局地方道・環境課
自転車走行空間の設計のポイント	平成21年7月 国土交通省道路局地方道・環境課 警察庁交通局交通規制課 国土技術政策総合研究所道路研究部
自転車施策推進に係る地方説明会における疑義と回答事例集	平成20年11月 国土交通省道路局地方道・環境課 警察庁交通局交通規制課 国土技術政策総合研究所道路研究部
自転車道等の設計基準解説	昭和49年10月 (社)日本道路協会
道路構造令の解説と運用	平成16年2月 (社)日本道路協会
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	平成18年12月19日 国土交通省令第116号
歩道における安全かつ円滑な通行の確保について	平成11年9月10日 国土交通省都市局長・道路局長通達
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成20年2月 (財)国土技術センター
道路標識設置基準・同解説	昭和62年1月 (社)交通工学研究会
路面標示設置の手引き	平成10年5月 (社)交通工学研究会